以上の計算の結果が負値となる有配当保険契約については、寄与分をゼロとします。

また、有配当保険契約のうち、個人保険および個人年金保険については、主契約および特約のそれぞれについて上記の計算を行い、その結果が負値となる主契約または特約についてはその額をゼロとして、保険契約単位で合計した額を有配当保険契約ごとの寄与分とします。

6．社員に対する整数株式の交付

⑴　整数株式の交付

①　新会社の株式を証券取引所に上場した場合の取扱い

新会社は、各社員より通知されたその社員名義の証券口座に記録する方法により、整数株式の割当てを受ける社員に整数株式を交付します。

なお、整数株式の割当てを受ける社員が証券口座を有していない場合でも、可能な限り簡易な手続きで証券口座の開設ができるように、野村證券株式会社における新会社専用の証券口座の開設についてのお手続きを、別途ご案内します。

②　新会社の株式を証券取引所に上場しなかった場合の取扱い

効力発生日から1年以内に新会社が株式を上場できない見込みとなった場合には、前記①の取扱いではなく、株主名簿に記載または記録する方法により、整数株式を交付します。

⑵　整数株式相当の金銭の受取り希望の取扱い

当会社は、社員の利便性確保の視点から、整数株式の割当てを受ける社員が、その希望により、前記⑴①の整数株式の受取りに代えて、割当てを受けた整数株式すべての売却を当会社に対して委託することによって、その整数株式相当の金銭を受け取ることを可能とする取扱いを実施します（割当てを受けた整数株式の一部分だけの売却を当会社に対して委託することはできません）。

①　整数株式の売却方法および金銭の支払

この整数株式の売却方法は、後記「7．社員に対する株式の割当てにより生ずる1株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法ならびに売却価格の算定方法、売却予定先および売却予定時期」に記載の方法と同様とします。新会社は、この整数株式の売却完了後、遅滞なく、売却を委託した各社員名義の銀行口座に整数株式の売却代金から送金費用（500円を上限とした実費）を差し引いた額を送金します。

②　整数株式相当の金銭の受取り希望の取扱いの制限

効力発生日から1年以内に上場ができない見込みとなった場合には、この取扱いを行いません。また、有価証券市場の情勢によりこの取扱いによるすべての売却が困難であると当会社または新会社が判断した場合には、この取扱いを制限することがあります。

7．社員に対する株式の割当てにより生ずる1株に満たない端数に係る部分につき新たに発行する株式の売却の方法ならびに売却価格の算定方法、売却予定先および売却予定時期

⑴　端数部分相当の金銭の支払

端数部分については、その合計数につき新たに発行される株式を、保険業法第90条第3項の規定に基づき、後記⑵に記載の方法により売却します。その後、新会社は、遅滞なく、端数部分の割当てのある社員に対し、売却価格にその端数部分の数を乗じて得られた額の金銭を支払います（1円未満が生じた場合には切り上げます）。

⑵　株式の売却方法および売却価格

端数部分の合計数につき新たに発行される株式の売却は、以下の方法により行われますが、いずれの方法による場合でも、株式の売却価格は、保険業法第90条第3項に規定する手続きにしたがい、裁判所の許可を得た方法により決定されます。

①　新会社の株式を証券取引所に上場した場合の取扱い

新会社は、効力発生日以後速やかにその株式を東京証券取引所に上場することを目指しており、株式を上場することとなった場合には、端数部分の合計数につき新たに発行される株式の売却は、上場に伴う売出しの方法により行う予定です。

この売出しは、引受証券会社を通じて、ブックビルディング方式（需要積み上げ方式）により決定される価格で行われます（その際の価格を売出価格といいます）。

この売出しの手順は、まず新会社が、売出しをする引受証券会社に、端数部分の合計数につき新たに発行される株式を売却します。その上で、引受証券会社は、この株式を売出価格で投資家に対して売り出します。売出価格から引受証券会社が受領する手取金額を差し引いた額が、新会社から引受証券会社に対する売却の際の売却価格となります。

②　新会社の株式を証券取引所に上場しなかった場合の取扱い

効力発生日から1年以内に株式の上場ができない見込みとなった場合には、新会社は、速やかに、一般に公正妥当とされる方法㈱により決定される売却価格で、投資家に対して、端数部分の合計数につき新たに発行される株式を売却する予定です。

㈱　一般に公正妥当とされる方法としては、類似会社比較法、類似取引比較法、純資産価額法およびディスカウント・キャッシュ・フロー法等が考えられます。

8．当会社の計算書類に関する事項

当会社の平成20年度の貸借対照表の要旨は、以下のとおりです。

保険業法施行規則別紙様式第3号に定める貸借対照表の要旨

貸借対照表（平成21年3月31日現在）**の要旨**

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
現金及び預貯金	222,407	保険契約準備金	27,527,576
コールローン	171,100	社債	49,102
債券貸借取引支払保証金	14,954	その他負債	1,171,482
買入金銭債権	281,371	退職給付引当金	403,662
商品有価証券	52,597	役員退職慰労引当金	3,464
金銭の信託	13,265	価格変動準備金	101,453
有価証券	22,667,846	再評価に係る繰延税金負債	125,535
貸付金	4,248,438	支払承諾	20,138
有形固定資産	1,239,487	**負債の部合計**	**29,402,415**
無形固定資産	107,423		
その他資産	353,136	基金	120,000
繰延税金資産	640,990	基金償却積立金	300,000
支払承諾見返	20,138	再評価積立金	248
貸倒引当金	△ 10,916	剰余金	309,690
		損失てん補準備金	5,400
		その他剰余金	304,290
		基金等合計	729,938
		その他有価証券評価差額金	△ 47,456
		繰延ヘッジ損益	△ 357
		土地再評価差額金	△ 62,297
		評価・換算差額等合計	△ 110,111
		純資産の部合計	**619,827**
資産の部合計	30,022,243	**負債及び純資産の部合計**	30,022,243

⑴　土地の再評価に関する法律第3条第3項に定める再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号及び第4号に基づいて算出しております。

⑵　貸付金のうち破綻先債権額は5,493百万円、延滞債権額は11,648百万円、貸付条件緩和債権額は2,528百万円であり、これらの合計額は19,670百万円であります。3カ月以上延滞債権額はありません。

⑶　保険業法施行規則第59条の2第1項第3号ロ⑽に規定する比率（ソルベンシー・マージン比率）は、768.1％であります。

⑷　社員配当準備金の配当支払による取崩額は、105,997百万円であります。

⑸　その他資産は、未収収益、未収金、預託金等であります。

⑹　その他負債は、債券貸借取引受入担保金、借入金、金融派生商品等であります。

9．保険契約者による異議申立てについて

保険業法第88条の規定に基づき、本公告の時における当会社の保険契約者は、平成21年12月28日までに、当会社の組織変更（株式会社化）に異議を申し立てることができます。なお、ここにいう「保険契約者」には、本公告の時において既に保険業法第17条第5項にいう保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することになるものに限ります。）のみに係る保険契約者は含まれません。

保険契約者による異議申立てが次の①および②の双方の条件を満たした場合、当会社の組織変更に関する総代会の承認は無効となります。

①　異議を申し立てた保険契約者の数が、保険契約者の総数の5分の1を上回ること

②　異議を申し立てた保険契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額が、すべての保険契約者の当該金額の総額の5分の1を上回ること

当会社の組織変更に異議を申し立てる場合には、はがきに以下の必要記載事項を明記の上、後記送付先までご郵送願います。

なお、当会社の組織変更に異議がない場合には、この手続きは必要ありません。